



# 2020年税制改正の概要



# 2020年予算案の概要

## <予算案成立までの推移>

2019年 9月 8日	連邦政府により議会へ提出
2019年 10月 15日	下院にて承認
2019年 10月 31日	上院にて承認

項目	内容										
経済政策の前提	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 歳入:6兆963億MXP(うち石油部門歳入:5,745億MXP) 主な増収要因は税収増(3兆4,994億MXN、前年比5.7%増)</li> <li>— 歳出;歳入と同額</li> <li>— GDP成長率:2%</li> <li>— インフレ率:3.4%</li> <li>— 平均原油価格:49ドル/バレル</li> <li>— 平均産出量:195.1万バレル/日</li> <li>— 為替レート:19.90MXP/ドル</li> </ul>										
サーチャージ	<p>現行のサーチャージ(遅延利息)が継続される見通し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サーチャージ</th> <th>月次レート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Extension</td> <td>0.98%</td> </tr> <tr> <td>12カ月未満</td> <td>1.26%</td> </tr> <tr> <td>12カ月-24カ月</td> <td>1.53%</td> </tr> <tr> <td>12カ月以上、かつ支払い繰延</td> <td>1.82%</td> </tr> </tbody> </table>	サーチャージ	月次レート	Extension	0.98%	12カ月未満	1.26%	12カ月-24カ月	1.53%	12カ月以上、かつ支払い繰延	1.82%
サーチャージ	月次レート										
Extension	0.98%										
12カ月未満	1.26%										
12カ月-24カ月	1.53%										
12カ月以上、かつ支払い繰延	1.82%										

# 2020年税制改正の概要

項目	内容
脱税対策	<ul style="list-style-type: none"><li>— 仮装取引や違法取引に加担する請求書(CFDI)を発行するような行為は、税務不正や組織犯罪に分類。</li><li>— メキシコ税務当局ではデータ分析を含む最新技術を利用した調査を実施。</li></ul>
電子署名(e.firma)の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>— 今後、税務当局では、身分証明書・住所・納税状況等の情報の妥当性を確認。</li><li>— 必要に応じて、署名登録を否認する可能性あり。</li><li>— 否認される場合、CFDI発行や月次・年次の税務申告が不可。</li></ul>
電子スタンプの認証	<ul style="list-style-type: none"><li>— 今回の改正で、電子スタンプが無効とされる要件の追加あり。</li><li>— 例えば、CFDIの発行金額と税務申告上の収入が一致しない、納税者メールボックスの送付先情報が有効でない、税務上の登録住所がメインオフィスと一致していない、ブラックリストのサプライヤーと取引を行っている場合など。</li><li>— ただし、無効とされた場合、納税者への救済措置も追加。具体的に、税務当局側の結論が出るまで一時的に電子スタンプ使用を許可する申請制度の導入。</li></ul>

# 2020年税制改正の概要

項目	内容
支払利息の損金算入の追加制限	<ul style="list-style-type: none"><li>— 利息控除は、調整後課税所得の30%を限度として損金計上可能。</li><li>— 計上年度の損金不算入額は、翌年以降9年間、一定条件を満たせば損金算入可。</li><li>— 2020年適用だが、それ以前に締結した賃貸借契約に係る利息にも適用。</li><li>— ただし、公的インフラや不動産開発等の事業に係る利息は対象外。</li></ul>
海外居住者への支払の損金不算入 (タックスヘイブン対策税制)	<ul style="list-style-type: none"><li>— 2020年度から、関連当事者との取引のうち、低税率国に所在するグループ会社に対する支払がある場合、(1)その対象取引にビジネスの実態がないと判断された場合、あるいは(2)その相手国とメキシコが租税条約もしくは情報交換協定を結んでいない場合、その支払いはメキシコ側で損金不算入として扱われる。</li><li>— 低税率国の定義は、その国の法人税率が22.5%以下で規定されているケースを指す。</li></ul>
人材派遣会社への支払いに対するVAT源泉	<ul style="list-style-type: none"><li>— 人材派遣会社(人的資源の提供を目的とするサービス)へ支払時にVATの源泉(6%)が必要。</li><li>— 法人税法上、損金算入要件として、VATの源泉を要求。</li><li>— その代わりに、人材派遣会社からVATの申告書、給与源泉情報等の入手は不要。</li></ul>

## 2020年税制改正の概要

項目	内容
取引名目の 濫用防止規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>— ビジネス上の合理性はないが、税務メリットを享受できる取引について、税務当局から架空取引として見做される規定が加わる修正あり。</li> <li>— ビジネス上の合理性がないとは、一般的にある取引の経済的利益がそれによる税務メリットを下回る場合が想定される。</li> <li>— 税務メリットとSATが考慮しているのは、税務控除・免除、収入・利益の非認識など。</li> </ul>
税務アドバイザーによる SATへの報告義務化	<p>BEPSアクションプラン12に対応して、FFCにおいて下記の規定を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 会社の営業上のデザイン・組織・取引に関与する税務アドバイザーに対し報告義務を課す。</li> <li>— 税務アドバイザーは、毎年2月に情報申告を提出。提出しない場合、納税者がそれを開示する必要あり。</li> <li>— 報告対象スキームは、直接または間接的に税務メリットをメキシコで享受している者に対して適用、と定義されている。</li> <li>— 例えば、海外支払いにおける租税条約の源泉税率を適用、組織再編による繰越欠損金の引継ぎ、会計と税務上の認識が20%以上乖離する場合など。</li> <li>— 報告義務は2020年の取引から対象となり、その報告期限は2021年2月の予定。2020年度中に報告対象スキームが発生する場合、税務アドバイザーは2021年2月に情報申告を提出する。一方、2020年以前に報告対象スキームが発生し、2020年度にもその税務メリットが享受される場合、納税者(アドバイスを受ける側)自身が2020年度中に提出義務を負うことになる。</li> </ul>

# 2020年税制改正の概要

項目	内容
第三者からの情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>— 連邦税法典(FFC)に、「情報提供を行う第三者」について新たに定義。</li><li>— 税務当局が、仮装取引に係るCFDIの発行者に関する手がかりを第三者から入手することが法的に可能。</li><li>— 情報提供者には、一定の税務メリット(Lottery tax draw)を付与する予定。</li></ul>
国税における過払税金相殺	<ul style="list-style-type: none"><li>— 国税の過払税額は、同じ種類の国税の支払い金額とのみ相殺可(2019年度改正)。</li><li>— 2019年度は歳入法による規定であったが、2020年度より連邦税法典(FFC)及び付加価値税法(LIVA)にて法制化。</li></ul>

# 2020年税制改正の概要

項目	内容
仲介アプリサービスにかかる税務上の取扱い	<u>源泉税</u> — 電子的仲介サービス(Uberなど)では、個人所得税徴収の簡素化を目的として、個人へのサービス料支払時に、源泉徴収を義務化。
	<u>VAT</u> — メキシコ国内で海外居住者が提供するサービスを受ける場合、当該取引に対してVATを課す。
	<u>税務申告</u> — 電子的仲介サービス業者は、その事業内容を税務当局へ報告する。 — 翌月17日までに支払う必要がある。
	<u>管理施設(=納税義務者を指す)</u> — 仲介プラットフォームを利用して年間300千MXN以下の所得のある個人であり、他に給与や利子以外の所得がない場合、管理施設とみなされる。 — その場合、源泉税等で簡便的な税務的取扱いが可能。つまり申告書を提出する義務はない。 — ただし、仲介プラットフォームを利用する取引と個人での直接取引が混在する場合、直接取引にかかる収入については当該個人は毎月申告書を提出する義務があり。 — 電子的仲介サービスは、源泉およびそのサポート資料の作成・管理において、海外居住者と同様の義務を負う。

# 2020年税制改正の概要

項目	内容
PEの定義の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>— PE定義の追加項目あり。</li><li>— 外国人居住者が、契約締結までの主要な活動・役割を習慣的に行う場合、PEと見做される。(従来は当該居住者がサインを行うかどうか重要な基準であった)</li></ul>
金融機関からの利払いにかかる源泉税	<ul style="list-style-type: none"><li>— 金融機関からの利息支払いにおいて(預金者からみた受取利息)適用される源泉税率は、1.04%から1.45%へ引上。</li></ul>



# 2020年税制改正の概要

項目	内容
ディーゼル、バイオディーゼルとその混合物に対するIEPSインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"><li>— 2019年度に歳入法にて適用された優遇税制が、2020年度はMITLに規定され恒久化。</li><li>— ディーゼル取得において、最終消費者として支払ったIEPSに対して、同じ税務年度の法人税とのクレジットの適用については以下の通り：<ul style="list-style-type: none"><li>• ビジネス活動目的で使用される機械のためのディーゼル取得</li><li>• 農林業活動目的で使用されるディーゼルの取得</li><li>• 貨物輸送もしくは乗客用に使用される交通機関として使用される自動車のディーゼル</li></ul></li></ul>
Excise tax (IEPS)	<ul style="list-style-type: none"><li>— タバコ： 1本あたり0.35MXPから0.4944MXPに増加</li><li>— フレーバー飲料： 1リットルあたり1.17MXPから1.2616に増加</li><li>— ビール： 税額計算を簡素化し、1リットルあたり3MXP</li></ul>

## (参考1) 税務調査の動向

メキシコで現在行われている税務調査、および関連する通知には、以下のものがある。

通知の種類	目的	通知	期限等
税務調査 (OFICIO XXXX)	税務調査開始の通知	税務監査実施した公認 会計士へ通知	6ヵ月
税務調査 (OFICIO XXXX)	税務調査開始の通知	会社BUZONへ通知 (上記調査終了後)	通常の調査期間は1年 TP、通関は2年
質問状 (INVITACION)	疑問点等について(任意 の)質問	会社BUZONへ通知	質問状に記載ある期限 までに返答 (2週間程度)
通知 (NOTIFICACION)	何等が悪い結果の通知	会社BUZONへ通知	なし

## (参考1) 税務調査の動向

SATから送付されるInvitacionには、以下のようなケースがあるが、これに限らず様々な理由で送付されることがある。

質問状のポイント	金額	リスク
対ブラックリスト業者取引額	税務署がCFDIをソートした金額	当該金額の否認 税務調査の開始 電子スタンプ発行権限の キャンセル等
税務署がCFDIを集計した額と 確定申告した実際数値との差異	差異の金額	
税務署が集計した海外関連支払 高と源泉納税額等の差	差異の金額	
月次電子会計情報と 税務署保有情報の差異	差異の金額	

## (参考2) 納税者メールボックス

### 納税者メールボックス

- 納税者とSATとのやり取りは、原則としてSATのインターネットの公式ページにあるメールボックスを通じて行うことになる。法人は2014年6月30日から施行(事業活動を行う個人は2015年1月1日から施行)。
  - 納税者番号(RFC)を保有している納税者は、アカウントを持ち、当該メールボックスを通じて、会計情報の提出やSATからの連絡(通達、質問、インターネット税務調査など)を受け取ることになる。
  - 通知メールが届いた場合には、翌日から3営業日経過時点でメールボックスにアクセスしたものとみなされる。
- ⇒ インターネット税務調査など重要なメールを見逃さないよう注意が必要(メールを見ていなかったという言い分は通らない)。

## (参考3) 支払利息の損金算入制限

支払利息の損金算入に対する制限について、具体的な計算方法は以下の通り。

1 借入より生じる支払利息	当該規定の 対象となる
2 受取利息	
1 借入より生じる支払利息	制限なし
2 受取利息	

	課税所得
+	借入より生じる支払利息(net)
+	税務上の減価償却費
=	調整後 課税所得
x	RATE 30%
	ネット後支払利息に対する控除限度額

### Notes

1. 年間MXN20百万の控除可能枠があり、それを超えるものが上記判定の対象となる  
(在メキシコのグループ企業合計ベース)
2. 為替差損益は考慮対象外
3. 現在の過小資本税制との併用適用となる

## (参考4) 国税における過払税金の相殺

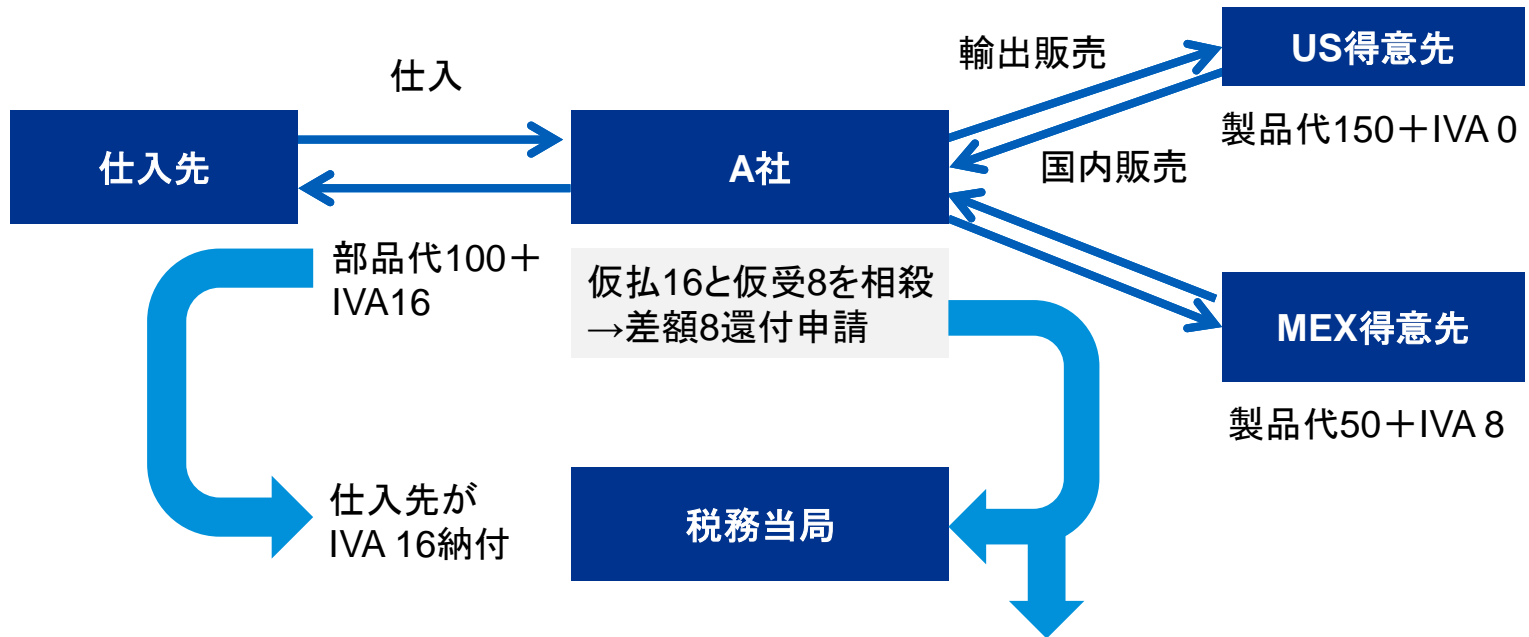
### 国税における過払税金の相殺

- 国税における過払税金の相殺について、同じ種類の国税の支払い分とのみ相殺が可能となる。
- 2019年以降は、2018年まで許容されていた異なる種類の国税との相殺、第三者から源泉した所得税額との相殺が認められなくなる。

2018年12月28日 2019年国家歳入法の官報公示により、本規則は2019年1月1日より施行。

過払い 税金区分	ISR (法人所得税)	IVA (付加価値税)	IEPS	源泉ISR	源泉IVA	源泉IEPS
ISR (法人所得税)	<b>YES</b>	NO	NO	NO	NO	NO
IVA (付加価値税)	NO	<b>YES</b>	NO	NO	NO	NO
IEPS	NO	NO	<b>YES</b>	NO	NO	NO

## (参考4)2019年改正による具体的な影響



以前はこの差額5をISRの月次納税もしくは年度納税額との相殺が可能であった

たださえ還付手続きが遅い現状→さらに還付手続きが納税者側より増加→SATのマンパワー不足、人員・質の低下→結果、回収期間の更なる長期化という流れが容易に予想できる。

今後の税金還付については回収のキャッシュフローをさらに保守的にみる必要がある。



KPMG MÉXICO



KPMG MÉXICO



@KPMGMEXICO



KPMGMX